

御所市住民組織立ち上げ支援業務委託に係るプロポーザルの公告

御所市住民組織立ち上げ支援委託について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

御所市長 山田 秀士

1. 業務の概要

- (1) 業務名
御所市住民組織立ち上げ支援委託
- (2) 業務内容
別紙「御所市住民組織立ち上げ支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）
のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日 から 令和 8 年 3 月 19 日（木） まで
- (5) 事業費限度額
3,740,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2. 参加資格

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年御所市告示第 124 号）による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (7) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、これに加入していること。
- (8) 住民のヒアリング、意見集約及び冊子文面作成、ワークショップの 3 つの業務について公告日から過去 3 年間に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。なお、この

実績は住民のヒアリング、意見集約及び冊子文面作成、ワークショップの業務を一括で受注したものに限りません。

- (9) この業務を行う期間中、管理技術者、担当技術者を配置（各技術者の兼任は不可）すること。また、配置される技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあたっては「参加申込書」の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係（代表者可）あること。
- (10) 管理技術者または担当技術者には、3年以上の実務経験者を配置すること。

3. 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受託を希望する事業者は、参加申込書（様式1）等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。

提案内容等について審査のうえ、最も優れていると認められた者を委託予定者とする。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合でも、合格基準点に達していれば委託予定者とする。

4. 事務手続き及び事業スケジュール

- (1) 公告日
令和7年6月13日（金）
- (2) 参加申込書等の提出
公告日から令和7年7月11日（金）

5. 担当・提出先

〒639-2277 奈良県御所市室102番地

御所市役所 教育委員会事務局 文化財課 歴史資産整備係 担当：池田、矢野

電話 : 0745-60-1608 【直通】

FAX : 0745-62-9872 【代表】

電子メール : bunka-zai@city.gose.nara.jp